

Bee通信

MARCH

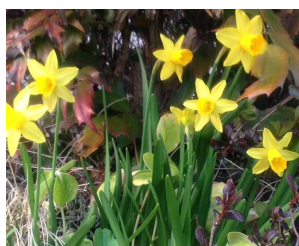


3回忌を迎えて

吉岡 規子

2011年3月11日 東日本大震災から2年が経ち、3回忌を迎えました。お亡くなりになったり、福島第一原発事故の影響で県外に避難されている近親者をお持ちの方は、この2年という月日をどのように過ごされ、どのように感じられていますか？

私は、2年間の月日で心と行動の変化がありました。



震災直後は、寄付、緊急物資の提供、物資整理のボランティア等々、自分のできる復興支援活動をしました。また、実家(千葉)で足が不自由な父が日中一人の時間帯もあったため、停電時間を気にしたり地震情報が入るたびにドキドキし、地震や原発事故のことを常に気にしていました。しかし2011年12月、父が施設に入居した頃から、父を見守る誰かがいることの安心感からか、次第に私の中で被災されている方や被災地のことが薄らいでいきました。

振り返ってみれば、開業当初、「困った人を助けたい」と思い、そう言葉にしていると本当に困った人が幾人も私の周りにいました。困った人の話を聞いてアドバイスを繰り返しましたがなかなか状況が変わらず、結果、私は困った人達と向き合うことに困ってしまいました。また、離れていたとはいえ母が死に至る程、体力を消耗していたことを知らず、家族の一員として何もできなかった、しななかったことに後悔しています。

誰々の為に・・・と言うと聞こえはよいですが、強い使命感やそこにいる人や土地に思い入れがないと継続ができないことを知ります。目的がしっかりしていないとブームで終わってしまいます。あるとき、梅谷忠洋氏(M&Uスクール学長)より「人の為と書いて“偽”という文字になる。人を変えようなんて無理な話です。その上、人を救おうなんてあなたのエゴだ。人を変えることはできませんが、人に影響を与えることはできます。人の話を聞いてあげることにより、気持ちを楽しませてあげることができます。あなたの大切な命をどのように活かすのか？ それだけを考えて生きれば良い。」と言われました。

今更ながらなのですが、縁あって“家族”としてこの世で出会った人達ときちんと向き合ってみよう、“職場”で出会った人達のそれぞれの持ち味を意識し、互いの持ち味を活かせる関係を築けるよう意識しよう、そして、顧問先企業のひっかかりを少しでも軽く、そこで働いている人達の今日が無事であるよう祈っていこうと心に誓います。

事務所移転の心支えにと友人から「感謝」と書かれた額をいただきました。(書:杉浦誠司さん(めっせ一字)) この感謝という漢字二文字は、「すべての人々へ ころをこめて」という文字から作られていて、毎日、私に語りかけてくれる大切な存在となっています。

東日本震災を通して、近い人達の大切さをより気づかせてもらっていることに感謝致します。



～お知らせ①～

平成25年度の
健康保険料率は
据置きとなりました

昨年まで3年連続で引き上げられていた保険料率は、本年度は据え置きとなりました。各県の健康保険料・介護保険料率は昨年(平成24年度)と同率となります。

～お知らせ②～

事業所のための
「防災マニュアル」
作成の手引き

東日本大震災から2年経とうとしています。電車不通による帰宅困難者の発生や、品切れ商品の続出など、もしもの事態に備え、企業では、災害発生時の防災マニュアル・事業継続計画作成の動きが加速しています。愛知県防災局作成の「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」は、企業のマニュアル作成に役に立つ幅広い内容がカバーされています。ぜひご活用ください。

コチラから見る
ことができます→



～お知らせ③～

Beeセミナー
5月中旬に
開催予定!

2013年 春の第一弾Beeセミナーを開催予定です。テーマは、「コミュニケーションの第一扉はマナーです」「最近の助成金・奨励金」を予定しております。詳細は、場所等が決定次第、お知らせいたします。



寒さも緩み、
梅便りが聞こえるこの頃です

Beeパートナーズ 社労士事務所

本紙作成・発行責任者：吉岡 規子

〒460-0026

名古屋市中区伊勢山2-11-15
A.Sビル金山 6階

TEL：052-265-8612
FAX：052-265-8610

Email：office@bee-partners.com

移転しました！
お手数ですがご登録の
変更をお願いします。

ホームページはコチラ
<http://bee-partners.jp/>

Beeパートナーズ社労士事務所

お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただきますいておりますが、不要な場合はご連絡いただくと助かります。



実際のところ、どうなんだろう??

改正労働契約法 導入のあれこれ

以前からアナウンスさせていただいておりますが、今年の4月に施行される「改正労働契約法」で注目されているのが、「有期雇用から無期雇用への転換」制度です。今回は、この制度を実際に運用した場合に発生する疑問点についてお答えします。

そもそも、有期雇用から無期雇用への転換ってどういうこと？

一定の雇用期間で雇われているパート・アルバイト・契約社員等が繰り返し「有期契約」を更新し、その雇用契約が通算5年を超えた場合に、本人から「無期契約に変えて欲しい」という申し出があれば、それに応じなければならないことをいいます。



Q&A

Q1. 5年を越えたら、正社員にしなければならないの？

A. いいえ、「無期雇用」は、期間を決めないで雇用することをいいます。正社員にすることではありません。

Q2. すでに5年を超えて雇っているパートの扱いはどうなるの？

A. 今年の4月1日以降に締結する新たな契約更新から数えて『通算5年』を超えたケースが「無期雇用への転換」対象となりますので、4月1日以前に何年雇用しているかは一切関係ありません。

Q3. 無期雇用への転換にあたり、賃金を上げなくては行けないの？

A. いいえ、雇用期間が無期になる以外の労働条件は変える必要はありません。

重要

労働条件の明示は口頭ではなく、必ず「書面」で行いましょう！

雇用期間、業務内容、就業時間、賃金等の労働条件は書面で通知し、トラブルを防止しましょう。

4月1日より書面による明示が義務となります！

【雇用契約の主な明示事項】

- ①雇用契約期間
- ②就業場所・業務内容
- ③始業・就業時刻、残業有無、休憩時間、休日、休暇、配置転換
- ④賃金（金額、計算法、支払方法、締日、支払時期）
- ⑤契約更新の有無、更新の基準
- ⑥昇給、賞与、退職金の有無
- ⑦退職について

「父子家庭のお父さん」を雇用した事業主に奨励金がもらえます！

雇用関係助成金の一つである「特定就職困難者雇用開発助成金」の対象者が3月1日より拡大し、母子家庭のみではなく、「父子家庭の父」も対象に含まれることになりました。ただし、以下の要件に該当することが必要です。

- ・児童扶養手当の受給者（←児童手当ではありませんので、ご注意ください！）
- ・雇用保険の被保険者



非正規労働者の割合が過去最高を更新しました！

総務省より公表された、平成24年平均の「労働力調査」によると、平成24年平均の雇用者（役員除）…5.154万人（前年比9万人減）のうち、

◆正規職員・従業員 … 3.340万人（12万人減）

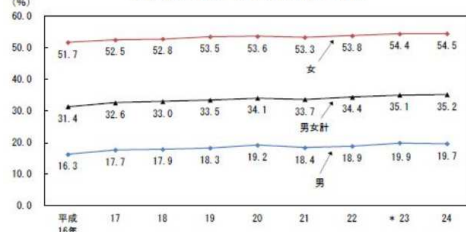
◆非正規職員 … 1.813万人（2万人増）

という結果となりました。この「非正規職員」とは、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などのことをいいます。この結果より、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、平成24年平均で35.2%（前年比0.1ポイント上昇）となり、過去最高を更新しました。また、男女別で就業者数をみると、

◆男性…3.582万人（12万人減） ◆女性…2.646万人（4万人増）

となっており、女性の就業者数が増加していることも、非正規職員の拡大の一因であるといえるでしょう。

非正規の職員・従業員の割合の推移



編集後記

元プロ野球選手の桑田真澄さんが、TVのCMでピアノ演奏を披露しています。演奏姿はいっさい見せず、ピアノの音色だけの出演、という所が格好良いですね。

巨人在籍中に痛めたひじのリハビリのために18年ほど前からピアノを始めた桑田さん。現在も趣味として続けており、ピアノの腕前はかなりのものだそうです。40歳を過ぎてから大学院に学びに行ったりと、野球の枠を超えた分野へのチャレンジ旺盛なところなど、すごい方だとは思っていましたが、野球選手としては一大事となる故障をバネにして新しい事を始め、自分のものにしてしまうなんて、なかなかできないことだと思います。常に前向きな人生を歩み続けている桑田さんのピアノ、YOUTUBEでも公開されているので、興味があればぜひ聴いてみてください！（加藤 知美）

